耐震改修工事　手続きの流れ

町（都市建設課）	申請者（建物所有者）	施工者
	耐震診断の結果、総合評定1.0未満の住宅について、耐震改修工事をおこなうもの	
制度紹介（補助対象条件）	事前相談	
	補助申請の検討	見積書の提示
受付・審査	**補助事業認定の申請** ・補助事業認定申請書 ・耐震改修工事（補強）計画書 ・耐震診断報告書 ・位置図、配置図、平面図等（改修の内容が分かるもの） ・工事見積書（内訳書） ・個人情報取得の承諾書	※耐震改修工事を実施するまえに、事業認定をおこなってください。
補助事業認定通知書送付	**補助事業認定通知書受理**	**耐震改修工事の実施** （評点1.0以上になる工事）
注意!! この時点では、まだ補助金の交付は決定していません。		※工事内容に変更が生じた際は、変更の承認を受ける必要があります。
受付・審査	**補助金交付申請** ・補助金交付申請書 ・耐震改修工事実績報告書 ・耐震改修工事後の耐震診断報告書 ・竣工図面 ・耐震改修工事写真（全ての補強内容が確認できるもの） ・耐震改修工事請負契約書の写し ・耐震改修工事代金領収書の写し	工事完了
補助金交付決定兼確定通知書送付	補助金交付決定兼確定通知書受理	
請求受付	補助金交付請求 ・請求書（申請者→町）	
補助金振込	**補助金受理**	